

やまなしスポーツ推進プログラム

～ 健康で豊かな生活を営むことができる

「やまなしスポーツ」の創出～

平成26年2月

山梨県教育委員会

はじめに



スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものにするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の文化の一つです。

心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有しています。

平成23年6月、スポーツ振興法は50年振りに全部改正され、「スポーツ基本法」が制定されました。これに基づき、国では、スポーツ基本計画を平成24年3月に策定し、今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針を示したところです。

このため、山梨県教育委員会では、山梨県スポーツ推進審議会の審議を経て、「新やまなしの教育振興プラン」の基本理念である、未来を拓く「やまなし」人づくりを実現するための基本方針のひとつである『健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」の創出』のもと、「やまなしスポーツ推進プログラム」を策定しました。

その中で、「ライフステージに応じた健康の保持増進・スポーツの推進」、「競技スポーツの推進」、「スポーツ界の好循環の創出」という3つの基本方策を定め、各施策の連携を図りながら、「やまなしスポーツ」の推進を具現化していきます。

生涯スポーツ社会の実現には、県はもとより、市町村やスポーツ関係団体、そして県民の一人一人がスポーツを身近なものとしてとらえ、一体となった取組を推進することが何より重要となりますので、県民の皆様をはじめ関係各位のなお一層の御理解と御協力をお願い致します。

平成26年2月 山梨県教育委員会 教育長 瀧田 武彦

目 次

第1章 計画の概要	1
これまでの山梨のスポーツの歴史	
1 策定の背景	
2 策定の趣旨	
3 計画の性格	
4 計画の期間	
第2章 基本構想	5
1 目指す姿と目標 基本理念	
2 計画の体系	
3 体系及び概要	
第3章 スポーツ推進の具体的方策	10
基本方策1 「ライフステージに応じた健康の保持増進・スポーツの推進」	
政策目標1 子どものスポーツ機会の充実	
政策目標2 健やかな体の育成（学校保健・食育・学校安全）	
政策目標3 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	
政策目標4 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備	
基本方策2 「競技スポーツの推進」	
政策目標5 競技力の向上	
基本方策3 「スポーツ界の好循環の創出」	
政策目標6 トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進	
第4章 計画の実現に向けて	26
1 推進体制	
2 計画の評価等・PDCAサイクルの活用による体制状況の評価	
「山梨県スポーツ推進審議会」委員名簿	
資料編	28
別添資料 山梨県のスポーツ振興施策の推進（推進事業の概要）	

第1章 計画の概要

これまでの山梨のスポーツの歴史

本県のスポーツは、昭和21年、山梨県体育協会の再発足を機に各団体もいち早く再起に努め、戦後の新しい体育・スポーツの取り組みが始まりました。そして、昭和23年には、「第1回山梨県体育祭」により、県民のスポーツに対する関心はますます高まりました。さらに、昭和32年に約300名の体育指導委員（現スポーツ推進委員）が置かれるなど、本県の社会体育を支える体制が整ってきました。

昭和59年、県は、2月定例県議会の「スポーツ県やまなし」宣言を受け、毎月第2日曜日を「県民スポーツの日」として定め、記念事業を実施するなどして、「かいじ国体」の成功と国体後のスポーツ振興について、県民を挙げて取り組む姿勢を打ち出しました。

また、同年の山梨県県民スポーツ事業団の設立とともに、県内各地に体育施設が整備されたことなどにより、県民のスポーツ活動は一層活発化され、スポーツを楽しみながら、人間関係を深めたり、生きがいを高められるよう自主的なクラブづくりを進めるなど、スポーツ交流についても関心が高まるようになりました。

昭和61年に「かいじ国体」、昭和63年には「第1回全国スポーツ・レクリエーション祭」が開催され、県民のスポーツ活動への参加意識に大きな影響を与えました。さらに、平成元年からは、「山梨県スポーツ・レクリエーション祭」が、平成5年からは、「いきいき山梨ねりんピック」が開催され、子どもから高齢者まで県民のスポーツ活動に参加する年齢層が拡大されました。

また、平成13年度からは、各地域で「総合型地域スポーツクラブ」の設立がみられるようになり、身近な地域での生涯スポーツ環境の整備が進められています。

一方、平成8年の「全国高校総体」や平成2年、平成13年、平成17年の3度にわたる国体冬季大会が開催されるとともに、国際大会や全国大会において、各年代で優秀な成績を収める本県出身者が現れ、本県の競技力の高さが示されました。

夏季オリンピックでは、1936年ベルリンオリンピックへの矢田喜美雄選手、窪田博芳選手（ともに陸上競技）の出場を初めとして、1964年東京オリンピックの中村昌枝選手（旧姓河西）（女子バレーボール）や2012年ロンドンオリンピックの米満達弘選手（レスリング）が金メダルを獲得するなど、本県出身の多くの入賞者を輩出しています。

また、国民体育大会等でも多くの団体・個人入賞者（第68回国体：10団体・40個人、平成25年度高校総体：5団体・17個人、全国中学総体：1団体・2個人）を輩出しています。

日本国内において、各種プロリーグが発足しましたが、その中でも、ヴァンフォーレ甲府のJリーグへの参加は、本県で最も親しまれているスポーツのひとつであるサッカーを基盤として、プロスポーツチームの最高レベルの技術を、間近に見たり、応援したり、ボランティアとして参加したり、様々な角度からスポーツに参画する意識を芽生えさせるなど、新たなスポーツとの関わりを示しました。

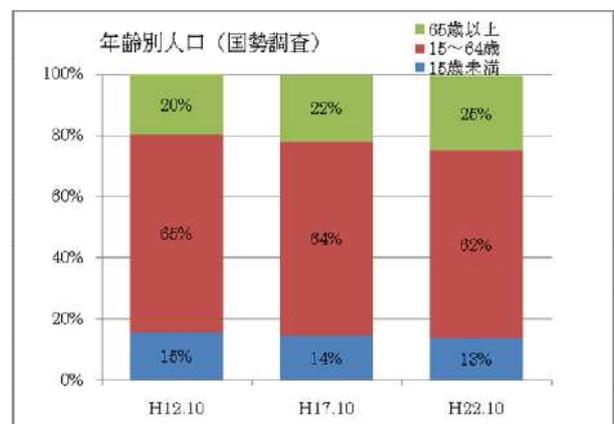
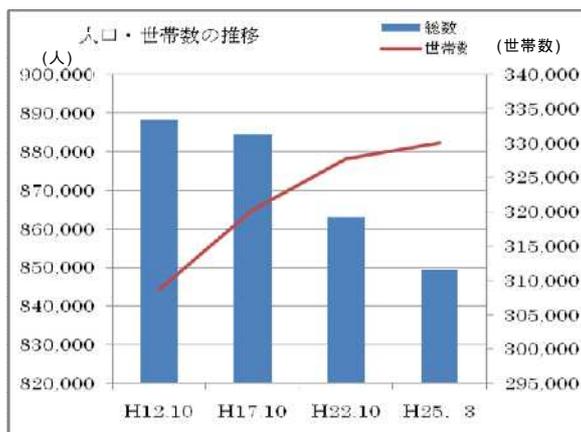
1 策定の背景

少子高齢化社会の進展

少子化については、子ども一人ひとりに目が行き届き、きめ細かな指導が行いやすい、子どもが大切に育てられているという見方がある一方で、集団活動の選択の幅が狭まることや、子ども同士の切磋琢磨する機会が減ること、親の過保護や過干渉によって子どもの生活体験や自立が妨げられているといったマイナス面の指摘があります。また、地域においても、年齢を越えた子ども社会の形成が見られなくなり、子ども同士の人間関係づくりが難しくなっています。

高齢社会においては、高齢者が、生きがいのある充実した人生が送れるように、多様な学習ニーズに応えることができる生涯学習社会の構築に取り組むことや、地域の教育力を子どもたちの教育に生かすという視点から、高齢者の豊かな経験や知恵・技能が、様々な分野で生かされるような社会の再構築が必要となります。

2010年に厚生労働省が初めて算出した、健康寿命（介護を受けたり病気になったりせず、自立して健康に生活できる期間）によると、本県は、男性（71.20歳）で全国5位、女性（74.47歳）で全国12位となっており、健康寿命を延ばすためには、健康づくりを目的としているスポーツの一層の推進が重要となっています。



ライフスタイルの個性化・多様化

物質的な豊かさの中で育った世代は、個人の感性の豊かさを大切に、趣味や私生活を楽しむことに情熱や努力を注ぐなど、多様な価値観に基づいたライフスタイルを取ろうとする傾向があります。そこから生み出される多様で柔軟な発想は、様々な分野での可能性を広げています。

その一方で、選択肢の多様化や先行きが不透明な社会状況においては、自立して生きていくために、自らの将来や生き方について考える機会を提供し、社会人・職業人としてどのような人生を送りたいのか、自ら考え選択し、行動する意欲、態度、諸能力を身に付けることが重要です。

さらに、多様な価値観を持つ社会においては、個性や能力の発揮が利己的な個人主義に陥らないよう、社会の一員として自覚し行動できる意識や態度を養うとともに、お互いの良さや違いを認め合い尊重しながら、心豊かで創造的に生きていくことができる人づくりや環境づくりが求められています。

スポーツ基本法制定

昭和36年に制定されたスポーツ振興法は、我が国のスポーツの発展に大きく貢献してきました。しかしながら、制定から50年が経過し、スポーツは広く国民に浸透し、スポーツを行う目的が多様化するとともに、地域におけるスポーツクラブの成長や、競技技術の向上、プロスポーツの発展、スポーツによる国際交流の活発化など、スポーツを巡る状況は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、スポーツの推進のための基本的な法律として、平成23年6月に議員立法により「スポーツ基本法」が成立しました。この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としています。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催

オリンピックを通じて、人類が共に栄え、文化を高め、世界平和の火を永遠に灯し続けることこそ、オリンピックの理想としています。そのために、全ての人々にスポーツへの参加を促し、健全な肉体と精神を持つスポーツマンに育て、オリンピック運動を力強く推進する必要があります。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催は、首都圏に近い本県にとっても、世界のトップアスリートが繰り広げるスポーツに間近に触れる機会が増大することになります。

スポーツを実践する人のほか、「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ」の機会も一層増え、スポーツを取り巻く環境が大きく好転する契機になると考えます。

また、世界中から訪れる、いろいろな国の選手以外の多くの人々と交流する機会にもなり、東京に来た外国人観光客が他の都市に足を延ばすことも考えられ、日本独自の「おもてなし」により、地方都市の活性化が進む可能性を持っています。

2 策定の趣旨

この計画は、「新やまなしの教育振興プラン」のスポーツ部門の基本方針である『健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」の創出』を推進していくため、主要な事業を示すとともに、施策・事業の適切な進行管理を行うことをねらいとするものです。

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求を満たすとともに、青少年の健全育成や地域社会の再生等、社会的な意義を有しています。

国においても、今後10年を見据え、中長期的な視点に立った「スポーツ基本計画」が策定されました。

そのため、県においても、県民にとって重要な意義を持つ「スポーツ」の新たな発展方向を明らかにするものです。

3 計画の性格

この計画は、「やまなしスポーツ推進プログラム」と称し、スポーツ基本法第10条第1項に基づく、本県スポーツ推進に関する計画である「新やまなしの教育振興プラン」のスポーツ部門の基本方針に基づき、具体的な事業や取組内容を示すものである。

4 計画の期間

平成26年度から平成30年度を目標年度とする5年間とする。

このプログラムにおける「スポーツ」とは、

ウォーキングや軽い運動、いわゆる軽スポーツやニュースポーツからレクリエーション活動、乳幼児の遊びや運動、学校の体育・運動部活動、さらに勝利を目指す競技スポーツまで、すべての身体的運動及び運動競技を指しています。

また、「スポーツ活動」とは、スポーツを自ら行うものであるとともに、試合の観戦、大会運営の支援なども含んだ幅広い活動を指しています。

第2章 基本構想

1 目指す姿と目標 基本理念

多様な意義を有する文化としてのスポーツは、現代社会に生きるすべての人々にとって欠くことのできないものとなっており、性別や年齢、障害の有無に関わらず、県民一人一人が自らスポーツを行うことにより心身ともに健康で活力ある生活を形成することが期待されます。

スポーツを自ら行うことのほか、スポーツをみて楽しむことは、スポーツの振興の面だけでなく、県民生活の質的向上やゆとりある生活の観点からも有意義なことです。また、ボランティア等でスポーツを支援することは、スポーツの振興に積極的にかかわりながら、自己開発、自己実現を図ることを可能とします。このようにスポーツへの多様なかかわりを通じて、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現していくことが望まれます。

個人的な意義

高齢化の急速な進展や、生活が便利になること等により、体を動かす機会が減少することから、生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かなスポーツライフを送ることには大きな意義があります。

- ・ 体を動かすという人間の本源的な欲求を満たす。
- ・ 爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらす。
- ・ 体力の向上や、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に役立つ。

社会的な意義

次のような社会的意義を有するスポーツの振興を一層促進していくためのスポーツ指導者等の充実や総合型地域スポーツクラブの設立・育成など基盤の整備・充実は、県の重要な責務の一つです。

- ・ 自己責任、克己心やフェアプレイの精神を培うとともに、仲間や指導者との交流を通じて、青少年のコミュニケーション能力を育成し、豊かな心と他人に対する思いやりをはぐくむ「しなやかな心」を育てる。また、子どもたちの精神的なストレスの解消にもなり、多様な価値観を認めあう機会を与えるなど、青少年の健全育成に役立つ。
- ・ 住民が、スポーツを通じて交流を深めることにより、一つの目標に向かい共に努力し、達成感を味わうことや地域に誇りと愛着を感じ、地域の一体感や活力が醸成され、人間関係の希薄化などの問題を抱えている地域社会の再生につながる。
- ・ 人間の可能性の極限を追求する競技者のスポーツに打ち込むひたむきな姿は、県民に夢や感動を与えると共に、県民のスポーツへの関心を高め、活動への参加意欲を促すなど、活力ある健全な社会の形成に貢献する。

- ・ スポーツを振興することにより、スポーツ産業の広がりや、県民の心身両面にわたる健康の保持増進に大きく貢献し、県民経済に寄与することとなる。
- ・ 同一のルール下で互いに競うことにより、全国及び世界の人々との相互の理解や認識を一層深めることができるなど、友好と親善を深める役割を果たす。

基本理念

健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」の創出

「やまなしスポーツ」の定義

本県は周囲を山々に囲まれ自然が豊かであるだけでなく、降水量も少ないため、スポーツを行う環境に恵まれている。

また、ヴァンフォーレ甲府の活躍によって多くの県民がスポーツへ関心を持つようになった。

このような環境の中、競技者がトップアスリートを目指したり、運動を好む人がスポーツで心身共に健康になるだけでなく、地域スポーツ行事への参加、ボランティアや試合観戦など、県民すべてが年齢・性別・障害の有無に関わらず、多角的にスポーツに関わることで、他者との連帯感等の精神的な充足を得て、さらに地域社会の活性化を図っていく。また、スポーツを観光資源として捉え、特色ある地域づくりに取り組んでいく。

本県における「スポーツ」とは、ウォーキングや軽い運動、いわゆる軽スポーツやニュースポーツからレクリエーション活動、乳幼児の遊びや運動、学校の体育・運動部活動、さらに勝利を目指す競技スポーツまで、すべての身体的運動及び運動競技を指している。

このように、県民が健康で豊かな生活を営むことができ、地域社会の活性化を図るため、スポーツをする、みる、ささえるスポーツ文化を醸成すること、これが、「やまなしスポーツ」であります。

「やまなしスポーツ」の実現に向けて、県、市町村のみならず、競技団体やスポーツ関係団体が一体となって、取り組む必要があります。

2 計画の体系

このプログラムでは、『スポーツを通じて県民が健康で豊かな生活を営むとともに、地域社会の活性化に繋がる「やまなしスポーツ」を創出する』するため、『年齢や性別、障害の有無を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画する（「する」「みる」「ささえる」）ことができる環境を整備すること』を基本的な政策課題とし、次の3つの基本方針と6つの課題ごとに政策目標を設定し、スポーツの推進に取り組むこととしています。

「やまなしスポーツ」が目指す社会像

県民の健康で豊かな生活 地域社会の活性化

基本理念

健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」の創出

競技スポーツの推進

5 競技力の向上

スポーツ界の好循環の創出

6 トップスポーツと地域における
スポーツとの連携・協働の推進

ライフステージに応じた健康の保持増進・スポーツの推進

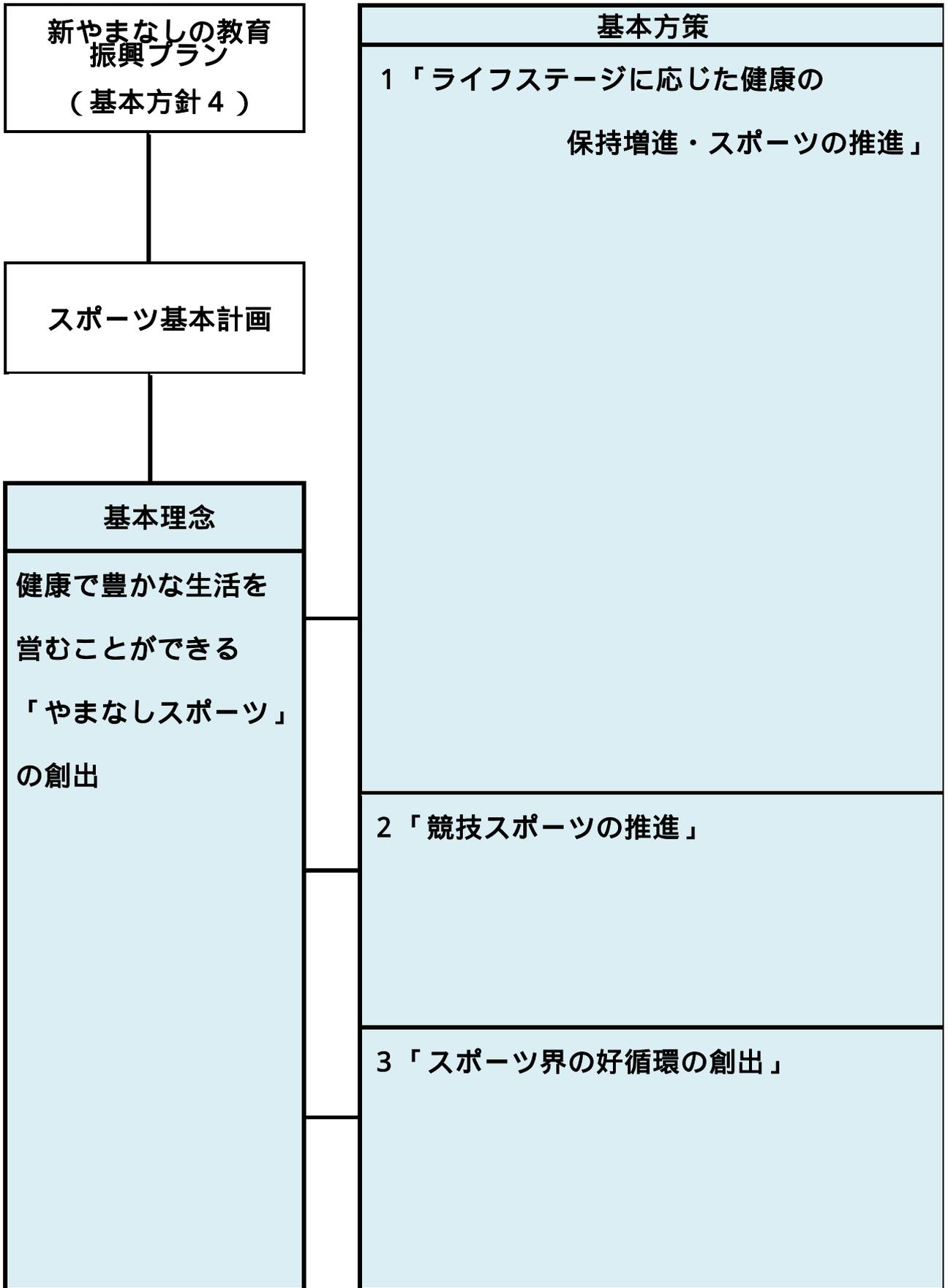
1 子どものスポーツ機会の充実

3 ライフステージに応じた
スポーツ活動の推進

2 健やかな体の育成
(学校保健・食育・学校安全)

4 住民が主体的に参画する
地域のスポーツ環境の整備

3 体系及び概要



政策目標	具体的方策
1 子どものスポーツ機会の充実	体力の向上
	教員の資質の向上と指導体制の充実
	全国・関東規模の大会の開催
	スポーツ環境の充実
2 健やかな体の育成 (学校保健・食育・学校安全)	健康教育の推進
	スポーツ医・科学の活用
3 ライフステージに応じた スポーツ活動の推進	市町村及びスポーツ推進委員との連携・協働の強化
	体育協会との連携
	参加機会の充実
	指導者等の養成・確保・活用
	国際交流の推進
4 住民が主体的に参画する 地域のスポーツ環境の整備	総合型地域スポーツクラブの設立・育成と 広域スポーツセンターの充実
	地域のスポーツ指導者等の充実
	市町村のスポーツ推進計画の策定
	スポーツ施設の整備、利用拡大・充実
	スポーツ情報提供システムの充実
5 競技力の向上	優秀選手の育成・強化
	スポーツ医・科学の活用
	一貫指導体制の推進
	優秀選手等の表彰
	競技力向上を図る指導者の養成
	トップアスリートの活用
6 トップスポーツと地域における スポーツとの連携・協働の推進	拠点クラブの活用
	スポーツ推進委員の活用
	地域スポーツと大学等との連携
	2020年東京オリンピック・パラリンピックの 事前合宿等の誘致
	スポーツツーリズムの推進
	多様なスポーツ活動の推進

第3章 スポーツ推進の具体的方策

基本方策1「ライフステージに応じた健康の保持増進・スポーツの推進」

政策目標1 子どものスポーツ機会の充実

子どもの心身の健全な発育・発達を目指し、学校や地域等において、スポーツに親しみ、楽しさや意義を実感することのできるスポーツ機会の充実を図るとともに、新しい時代にふさわしい指導者を育成し、子どもたちが、様々なスポーツに出会い、しなやかな心を培い、健康で豊かな生活を営むことのできるスポーツライフの実現を目指す。

幼児期からの子どもの体力向上策の推進

幼児期において、楽しく体を動かす遊びを中心に行い、多様な動きや幼児期に必要な体力・運動の基礎を培う。また、様々な生活への意欲や社会性、創造性を育む機会を与えて、子どもたちが健康で豊かな人生を送るための運動習慣の基盤づくりを行う。

学校の体育に関する活動の充実

教員の指導力の向上、外部指導者の活用等により、体育・保健体育の授業の充実、運動部活動の活性化、スポーツへの多様な形での関わりなど、学校教育活動全体を通じて、児童生徒にスポーツの楽しさや喜びを味わわせながら体力の向上を図る。

数値目標

項 目	平成24年度 (基準年度)	平成30年度
授業以外でほとんど毎日(週3回以上)運動やスポーツを実施している小学生(4・5・6年生)の割合	男59.3% 女34.1%	男65% 女40%

現状と課題

体力・運動能力の実態

- ・平成24年度の本県児童生徒の総合的な体力を表す体力合計点の平均値は、平成18年度以降改善がみられるが、体力合計点のTスコア(全国平均値を50とした場合)は、男女ともに全国平均を下回っている。女子については、年齢が進むにつれて全国との差が広がる傾向がみられる。
- ・共通3項目(握力・50m走・ボール投げ)について過去からの縦断的データを見ると、昭和50年代をピークに低下傾向がみられたが、平成17年度ごろからほぼ横ばい傾向を示しており、児童生徒の体力低下にある程度の歯止めがかかったといえる。

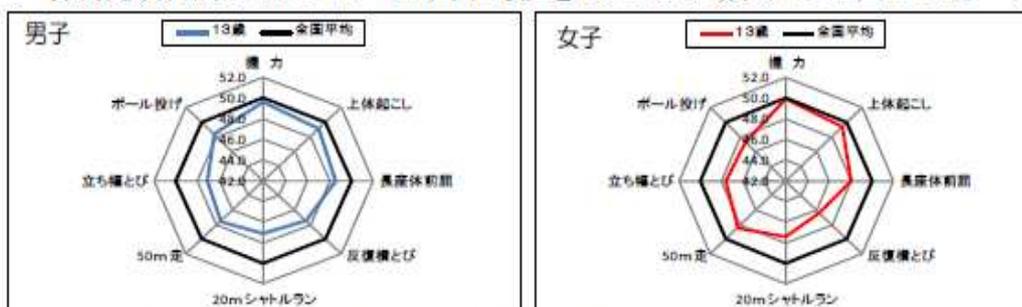
- ・学校や地域などあらゆる生活環境の中で、運動機会を生みだし、発達段階に応じた指導を充実させることが必要である。また、技術や身体操作性が求められる能力は、「遊び」など経験の積み重ねにより身につけていくので、幼児期からの運動機会が重要である。

「ほとんど毎日スポーツを実施している小学生(4・5・6年生)」の割合

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
男子	57.9	61.1	60.1	59.8	59.3
女子	34.2	34.9	33.7	33.1	34.1



各測定項目別のTスコア（全国平均値を50とした場合）の全国との差（小学校）



各測定項目別のTスコア（全国平均値を50とした場合）の全国との差（中学校）



各測定項目別のTスコア（全国平均値を50とした場合）の全国との差（高等学校全日制）
平成24年度「新体力テスト・健康実態調査」

具体的方策

体力の向上

- ・「新体力テスト・健康実態調査」の結果と考察を県のホームページに掲載し、各学校への情報提供により、全県での共有化を図ります。また、学校ごとに工夫・改善した「健康・

体力づくり「一校一実践運動」に継続的に取り組むことにより、児童生徒の体力の向上を図ります。

- ・運動をする子としない子の運動習慣の二極化が顕著となる中で、その改善策として、学校だけでなく、家庭や地域のスポーツ団体等の人材を活用し、児童生徒に様々な運動や遊びを紹介し、運動やスポーツに親しみながら、子どもたちの体力向上を図ります。

教員の資質の向上と指導体制の充実

- ・学習指導要領に基づく指導内容の確実な定着を図る観点から、中央研修会への指導者の派遣を推進し、研修会・実技講習会において、県内の教職員に周知徹底を図り、教員の資質の向上に努めます。
- ・学校教育の一環として行われる運動部活動の指導では、小中学校体育連盟、高等学校体育連盟と連携して、スポーツの楽しさを味わわせ、安全に配慮し、さらに専門的な指導、体罰の根絶など、子どもたちの資質を伸ばせる、新しい時代にふさわしい指導者の育成に努めます。
- ・体育の授業、運動部活動を充実させるために、地域のスポーツに携わる様々な人材を外部指導者として積極的に活用することなどで、指導体制の充実を図ります。

全国・関東規模の大会の開催

- ・平成26年度の全国高等学校総合体育大会をはじめ、中学生、高校生の全国・関東規模のスポーツ大会を開催することにより、自己の可能性を試し、各地から訪れる同世代との交流を深め、スポーツのすばらしさを体験する機会を提供します。

スポーツ環境の充実

- ・運動習慣が確立されていない幼児や小学校低学年の子どもたちに、親子で気軽にできる遊びや運動を紹介し、日々の生活の中で親と子が一緒にスポーツに親しむ機会を創出します。

政策目標 2 健やかな体の育成（学校保健・食育・学校安全）

子どもたちの朝食の摂取状況の改善をはじめ、運動習慣や食事、睡眠といった望ましい生活習慣の定着を目指し、県では、学校、家庭、地域と連携を図りながら、スポーツ活動を支える健康教育を推進していくとともに、事故等の防止や軽減を図り、安心してスポーツ活動を行える環境整備を進める。

望ましい生活習慣の定着

豊かなスポーツライフ実現のためには、子ども時代からの体力づくりを基盤に、望ましい生活習慣の定着が望まれる。そこで、学校では保健管理の充実とともに、健康教育の推進を図る。また、養護教諭、栄養教諭などの専門職の活用と家庭と地域が連携した取組の促進を図る。

学校安全の推進

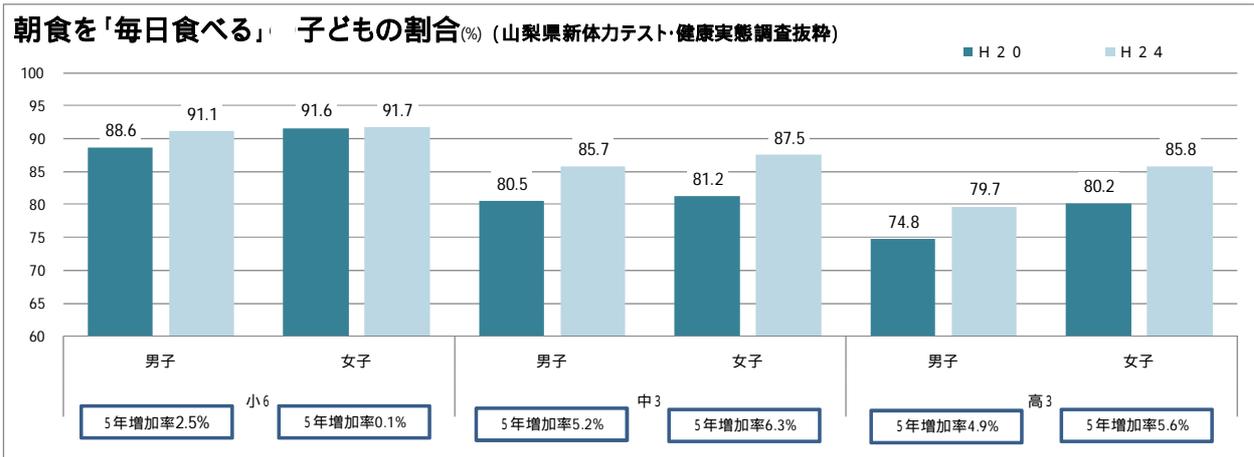
学校生活において、安心してスポーツ活動を行うための環境を整備し、スポーツによって生じる事故・外傷・障害等の防止や軽減を図る。

数値目標

項 目	平成 2 4 年度 (基準年度)		平成 3 0 年度	
	男子	女子	男子	女子
朝食を毎日食べる子どもの割合				
小学校 6 年	91.1%	91.7%	95%	95%
中学校 3 年	85.7%	87.5%	90%	90%
高等学校 3 年	79.7%	85.8%	85%	88%

現状と課題

- ・健康教育では、学校での教育活動全体を通じて、学校保健計画、食に関する指導計画、学校安全計画に基づき、組織的な取組の推進が求められる。
- ・生活環境や社会環境の急激な変化が子どもの心身の健康に大きな影響を与え、子どもの健康課題は、単に個人的な課題として取り組むだけでは解決が難しく、学校、家庭や地域が連携して社会全体で子どもの健康づくりに取り組んでいくことが必要になる。
- ・健康教育の推進には、学校、家庭、地域関係者が連携した取組が不可欠で、こうした取組みに地域差がみられる。
- ・健康教育に中核的な役割を果たす、養護教諭・保健主事・栄養教諭等のより一層の資質向上を目指した研修の開催が求められている。



具体的方策

健康教育の推進

- ・望ましい生活習慣の定着が図られるよう、自ら進んで健康な生活を送る実践力の育成を目指し、学校での教育活動全体を通じて、学校保健、食育、学校安全の指導内容や指導方法の充実に努めます。そこで、各種研修会に実践的内容を加え充実に図るとともに、山梨県学校保健会、山梨県養護教員研究会、山梨県公立学校食育推進研究会などと連携した取組を進めます。
- ・肥満、食物アレルギーなど、多様化する心身の健康課題に対応するため、学校保健委員会をはじめ、家庭、地域と連携した体制づくりを進めるとともに、連携した取組の充実に図ります。

スポーツ医・科学の活用

- ・学校での運動やスポーツを安心して行うことができるよう、スポーツ医・科学を活用したスポーツ事故の防止やスポーツ傷害の予防、早期発見に関する知識を学校体育・学校保健関係者に普及啓発を進めます。また、学校とスポーツドクター等地域の医療機関や専門家等との連携を促進するとともに、安全性の向上や事故防止等に向けた研修会の充実に努めます。

政策目標 3 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

人々がライフステージに応じてスポーツ活動に取り組むことは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むために不可欠であり、県民の誰もが、各人の自発性のもと各々の興味・関心・適性等に応じて、日常的にスポーツ活動に参画できるようにしていく必要がある。

運動やスポーツに対する意識の啓発を図るとともに、関係機関の連携・協働を強めながら、スポーツ実施率が向上するための取り組みを充実させ、成人の週1回以上のスポーツ実施率65%と週3回以上のスポーツ実施率30%を目指しつつ、特に、成人のスポーツ未実施率(1年間に一度もスポーツをしない人の割合)がゼロに近づくことを重点的な目標とする。

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

スポーツのとらえ方を、競技性やゲーム性のある種目であるというとらえ方から「ウォーキング(散歩)やジョギング、レクリエーション、遊びなどの運動も包括する自発的・自主的な身体活動」と広くイメージできるよう啓発を図るとともに、年齢、性別、障害の有無を問わず、運動をしたくてもできなかった人々を中心に運動やスポーツに親しむことができる取り組みを増やし、既にスポーツを行っている者については、更なる実施頻度の向上を目指し、ライフステージに応じたスポーツへの参加等を促進する。

数値目標

項 目	平成25年度 (基準年度)	平成30年度
1年間に一度もスポーツをしない者の割合	40.5%	20.0%

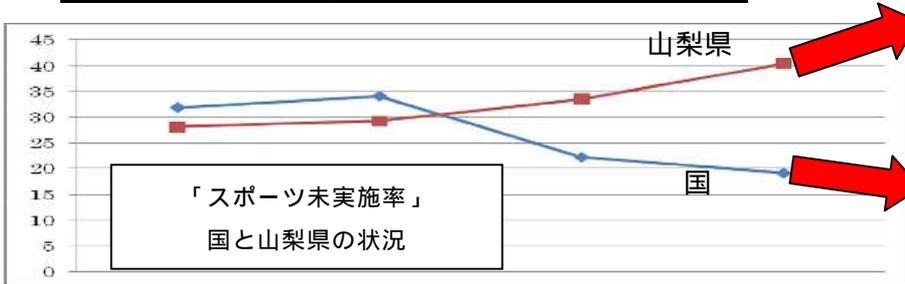
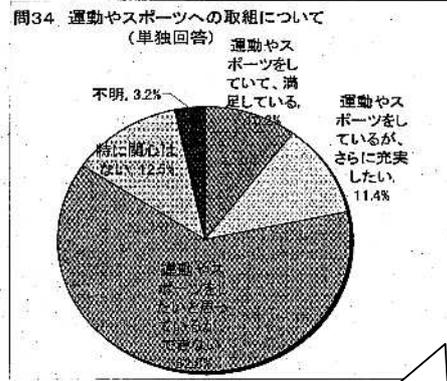
現状と課題

- ・ 総合型地域スポーツクラブをモデルに、新たなスポーツの取組等が広がってきている。
- ・ 成人のスポーツ未実施率(1年間に一度もスポーツをしない者)は、全国の値は低下しているのに反して、山梨県は高まってきている。また、運動やスポーツをしたくてもできないと思っている県民が62.8%と多い。
- ・ 運動をしない人やしたくてもできない人を中心に県民のスポーツへの参加機会を拡充する必要がある。
- ・ スポーツを狭い意味での「競技性やゲーム性のある種目」ととらえている県民が多い。
- ・ 「ウォーキング(散歩)やジョギング、レクリエーション、遊びなどの運動も包括する自発的・自主的な身体活動」を地域におけるスポーツとしてイメージできるよう、啓発する必要がある。また、同時に運動やスポーツが健康の保持増進に有効であるといった、スポーツを

することの意味や意義をこれまで以上に広める必要がある。

- ・生きがいづくり、健康で豊かに生きるために、県民のだれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の推進が求められている。

スポーツ実施率		国 H12	国 H16	国 H21	国 H25
		県 H14	県 H19	県 H23	県 H25
週一回以上	国	37.2	38.5	45.3	47.5
	山梨県	30.9	32.4	38.8	39.1
週三回以上	国	20	23.5	24.4	
	山梨県	10.8	11.6	18.3	17.7
未実施率	国	31.9	34.1	22.2	19.1
	山梨県	28.1	29.2	33.5	40.5



新やまなし教育振興プラン作成の際に行った、約1,600人のアンケートにおいて、「運動やスポーツをしたいと思っているができない」と回答した人は、62.8%であった。

具体的方策

市町村及びスポーツ推進委員との連携・協働の強化

- ・市町村の生涯(学習・体育)スポーツ担当者との打合せや市町村訪問を定期的実施することにより、各市町村の実情を把握しながら、目標や課題を共有できるよう努めます。
- ・スポーツ実施につながる市町村単位の取り組みを検討する「地域スポーツ推進協議会」を設置します。
- ・市町村の非常勤職員であるスポーツ推進委員を、本県の地域スポーツの環境整備のためのキーパーソンとして位置付けるとともに、スポーツに関わる人々の連携・協働に取り組みます。

体育協会との連携

- ・県体育協会に設置している広域スポーツセンターや担当職員と目標や課題についての共通理解を図り、地域スポーツの振興・推進に関する取り組みを充実させます。
- ・県体育協会のスポーツ振興委員会と共同開催をしている「ブロック会議」を充実させるなどして、地域スポーツの振興・推進に対する県民の関心や意欲の向上に努めます。

参加機会の充実

- ・山梨県スポーツ推進委員協議会と連携する中で新たな取組を展開し、県民に運動やスポーツを自発的・自主的に行う効果・意味や意義を伝えるとともに、スポーツへの関心や意欲が高まるようなキャッチフレーズを広めるなど工夫して、スポーツ実施率向上に取り組めます。
- ・総合型地域スポーツクラブをモデルとし、理念や考え方を同じくする軽スポーツ教室等の開催を各市町村に促し、県民のスポーツへの参加機会の充実に取り組めます。

指導者等の養成・確保・活用

- ・指導者養成講座等、研修の内容を充実させ、高い専門的知識・技能・資格を有する指導者の養成と確保、スポーツ推進委員の資質向上に努めます。
- ・スポーツに関する豊富な人材を有している大学・企業・民間との連携を図り、スポーツ活動の指導者確保に努めます。
- ・スポーツ指導者登録制度の充実や周知に努め、県民の多様なニーズに応えられるよう、指導者の活用を図ります。

国際交流の推進

- ・スポーツ交流を通じて、相互の交流及び親善を深めるとともに、本県のスポーツ振興を図り、地域の活性化を推進します。

政策目標 4 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

県民が自発的・自主的に参画する地域スポーツの環境を整備するために、総合型地域スポーツクラブの育成や広がり努めるとともに、スポーツ指導者・スポーツ施設・スポーツ情報ネット等の充実を図る。また、スポーツに関わる様々な主体が連携・協働することにより、スポーツに関する環境の整備を総合的・計画的に推進することを目標とする。

コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進

総合型地域スポーツクラブを中心とする地域スポーツクラブがスポーツを通じて「新しい公共」を担い、コミュニティの核となれるよう、市町村の人口規模や高齢化、過疎化等に留意しつつ、各市区町村に少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブが育成されることを目指す。

また、総合型地域スポーツクラブが地域スポーツの推進役となれるためにも、何のためにどのような運営を目指すのか見直すよう働きかけるとともに、より多くの住民が運営等に参画し、年代や種目・競技レベルなどの壁を低くできるような運営を促す。

スポーツに関する施策等の推進

本プログラムを各市町村や関係機関等に周知するとともに、事業等の推進に向けた積極的な連携・協働を促す。併せて、市町村に対しては、国や県の計画を参しゃくしながら、地域の実情に応じた推進計画の策定や様々な取組等が、総合的・計画的に推進されるよう促す。

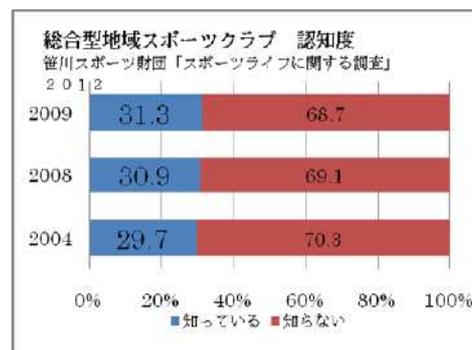
数値目標

項 目	平成 2 5 年度 (基準年度)	平成 3 0 年度
総合型地域スポーツクラブを設置している市町村の割合	8 8 . 9 %	1 0 0 %
新スポーツ推進計画を策定している市町村 (策定中も含む)	1 1 . 1 %	8 0 %

新推進計画策定済みは1(富士吉田市)。策定中は2(甲府市・北杜市)。

現状と課題

- ・ 本県における総合型地域スポーツクラブの市町村設置状況は、設置済みが19市町村23クラブ、準備中が5市町村で、設置率は88.9%である。
- ・ 「総合型地域スポーツクラブ」の認知度が高まらず、小規模な市町村を中心に、設置や育成が進んでいない。
- ・ 運動したくてもできないと感じている県民が多く、「総合型地域スポーツクラブ」を中心とした地域ス



ポーツの基盤を整備する必要がある。

- ・ 広域スポーツセンターでは、各市町村を訪問し、総合型地域スポーツクラブの状況について聞き取りやアドバイスを行っているが、市町村によって取組等に差が見られる。
- ・ 県体育協会内に設置した広域スポーツセンターにクラブアドバイザーが常駐し、各クラブへのアドバイスや支援を行っているが、総合型地域スポーツクラブの認知度等が高まらない。
- ・ これまでの取組を検証しながら、地域の実情に応じた広域スポーツセンターの在り方等を考え、充実を図る必要がある。
- ・ 事業や取り組みの元となる具体的なスポーツ推進計画の策定が、市町村において進んでいない状況がある。
- ・ 県内全ての市町村には、スポーツ推進委員が委嘱されており（H25：合計669名）、山梨県スポーツ推進委員協議会の活動も組織的に推進されている。委員の実態は、2年（1期）のみの委員がいたり、何期も連続で引き受ける意欲の高い委員がいたりする。
- ・ 学校教育に支障のない範囲で県立学校22校で体育施設を開放している。
- ・ 市町村においても、小中学校の体育施設を中心に住民に体育施設を開放している。
- ・ 現有施設の有効活用や利用方法の工夫などについて、関係機関と連携を深めながら取り組んでいく必要がある。
- ・ 指導者の情報については、平成18年から「やまなしスポーツ情報ネット」にスポーツ指導者バンクを設置し、情報の提供に努めている。
- ・ 各種イベントやスポーツ指導者の情報など、「やまなしスポーツ情報ネット」の充実に努める必要がある。

具体的方策

総合型地域スポーツクラブの設立・育成と広域スポーツセンターの充実

- ・ 多種多様な住民が集い、運営に積極的な参画を促すことで、地域に根付いた総合型地域スポーツクラブやスポーツ教室の設立・育成を推進します。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの設立・育成、その他スポーツ活動全般について、効率的に支援を行う「広域スポーツセンター」において、運営会議及びクラブ間の連絡協議会の充実や情報ネットにおける情報発信などの内容の改善を図ります。

地域のスポーツ指導者等の充実

- ・ 山梨県スポーツ推進委員協議会の役員と共に各地域に出向いての巡回指導を計画するなど、協議会の研修会等の充実を図り、各委員の意識改革と資質の向上に努めます。
- ・ 体育協会など関係機関と連携を取りながら、スポーツ少年団の指導者を中心とした地域スポーツの指導者が、常に指導の在り方や内容を見直すよう促します。

市町村のスポーツ推進計画の策定

- ・スポーツに関わる多様な主体が連携・協働して、スポーツに関する環境の整備が総合的・計画的に推進されるためには、地域の実情に応じ、特性を活かしたスポーツ推進計画が必要であることから、すべての市町村でスポーツ推進に関する計画が策定されることが期待されます。
- ・計画策定においては、地域スポーツのキーパーソンとされているスポーツ推進委員を積極的に活用するよう促します。

スポーツ施設の整備、利用拡大・充実

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、スポーツの振興やスポーツへの興味の喚起を図るため、スポーツ施設の必要性等を検討し、計画的に整備を進めます。
- ・地域住民が日常的にスポーツに親しむことができるよう、運動場や体育館等の地域への開放を進めます。
- ・県民の多様なニーズに応えるため、スポーツ施設の機能の充実を図ります。
- ・大学、企業及び民間施設と連携を図り、身近なスポーツ施設の有効活用に努めます。

スポーツ情報提供システムの充実

- ・体育・スポーツ施設、指導者、各種イベントや生涯スポーツに関する情報等を容易にだれもが、どこでも、いつでも入手できるスポーツ情報提供システムの充実に努めます。

基本方策２ 「競技スポーツの推進」

政策目標５ 競技力の向上

本県競技スポーツの競技力向上を図るため、トップアスリートの活躍は、県民に夢や希望を与え、スポーツへの関心を高め、活力ある健全な社会の形成に繋がることから、ジュニア育成からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築や、スポーツ環境の整備を行う。そうした取り組みを通して、国民体育大会における入賞者数の増加を図り、常時、国民体育大会天皇杯 900 点、20 位台を維持することを目標とする。

ジュニア育成からトップレベルに至る支援の強化

トップアスリートを発掘・育成するため、競技団体や関係団体、地域等との連携により、ジュニア育成からトップレベルに至る体系的な支援を強化する。

スポーツ指導者の養成・研修やキャリア循環の形成

スポーツ指導者等トップスポーツの推進に寄与する人材の養成や、トップアスリートからスポーツ指導者等に至るキャリアの形成を行う体制を充実させる。

数値目標

項 目	平成 25 年度 (基準年度)	平成 30 年度
国民体育大会における個人、団体の上位 8 位以内の入賞数	79 人	100 人
国民体育大会における天皇杯 900 点、順位 20 位台	856.5 点 31 位	900 点 20 位台
トップレベルの競技者の養成・確保のための一貫指導体制を確立している競技団体の割合	(平成 24 年度) 78.0 %	100.0 %

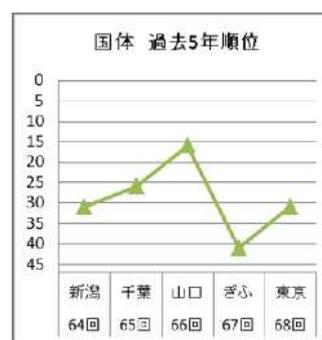
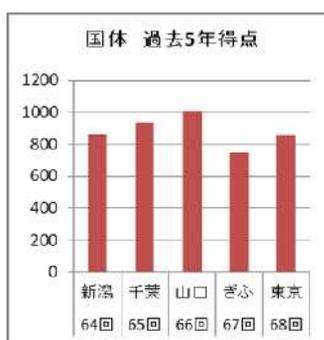
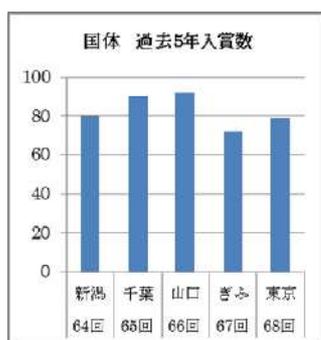
現状と課題

- ・国民体育大会において、常時天皇杯 900 点、20 位台を目標としている。そのため、各競技団体が「ジュニアアスリート トータルサポート事業」をはじめとする強化事業（県外遠征・交流試合）に取り組み、県内選手の競技力向上を目指している。
- ・スポーツ医・科学セミナー事業で、選手の栄養面・メンタル面等のサポートを行うとともに、競技における禁止薬物に関する知識を持ってもらうために、アンチドーピング講習会を実施している。今後は、こういった講習会への参加者を増やしていく必要がある。
- ・指導者を増やしていくことが必要であるため、トップレベルの指導者を講師とした講習会の開催や中央競技団体の指導者講習会への派遣を行い、指導者育成を進めていく必要がある。

- ・ 本県スポーツ振興に貢献した選手・チームを「やまなしスポーツ賞」で表彰している。スポーツに対する注目を集めることで、スポーツに対する興味関心を高め、競技人口を増やす取り組みとしている。
- ・ 県内在住や本県出身のトップレベル競技者によるスポーツ教室や講演会等を通して競技の普及に努めるなど、トップアスリートを活用した事業を行なう必要がある。

国民体育大会 入賞数・得点・順位の推移

国民体育大会 入賞数・得点・順位					
	64回	65回	66回	67回	68回
	新潟	千葉	山口	ぎふ	東京
入賞数	80	90	92	72	79
得点	859	942	1012	751	856.5
順位	31	26	16	41	31



具体的方策

優秀選手の育成・強化

- ・ 国民体育大会や各種全国大会等で優秀な成績を収めるため、各競技団体、高体連、小中体連等に支援を行うとともに連携を深め、優秀選手を対象とした強化事業を推進します。

スポーツ医・科学の活用

- ・ 県体育協会スポーツ医・科学委員会や各中央競技団体の研究成果等を活用して、選手の健康管理体制の確立や効果的なトレーニング、コーチング方法の導入に努めます。
- ・ アンチ・ドーピングに関する講習会等への選手や指導者の参加を促進し、禁止薬物に対する意識の啓発に努めます。

一貫指導体制の推進

- ・ トップレベルの競技者を確保するため、優れた資質を有するジュニア選手の発掘育成に努めるとともに、ジュニア育成から中・長期的展望に立った一貫した指導ができる体制の確立を図ります。

優秀選手等の表彰

- ・ 本県スポーツ振興に著しく貢献した選手やチーム等を表彰し、県民のスポーツに対する関心を高めます。

競技力向上を図る指導者の養成

- ・ トップレベルの指導者を招へいするなど、県内における各種講習会の充実を図るとともに、中央競技団体等が開催する指導者講習会への派遣を行い、計画的に指導者の養成や有資格者の確保に努めます。

トップアスリートの活用

- ・ トップアスリートによるスポーツ教室、講演会等の実施に努めます。
- ・ トップアスリートに対して、アスリートライフに必要な環境を確保しながら、将来に備えるという「デュアルキャリア」についての意識啓発に努めます。

基本方策3 「スポーツ界の好循環の創出」

政策目標6 トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

トップスポーツにより培われるアスリートの技術や経験、人間的な魅力は社会的な財産であり、それらを地域におけるスポーツに還元することは、スポーツの活性化と裾野の拡大につながるとともに、新たな次世代アスリートの発掘・育成によるトップスポーツの伸長にも寄与する。スポーツ界における好循環の創出を目指し、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進する。

トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

次世代アスリートの育成と地域スポーツの推進や学校体育に関する活動の充実等を目的とした、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進を図る。

現状と課題

- ・トップスポーツと、楽しみや健康の保持増進のために行う地域スポーツや学校体育に関する活動は、それぞれが別の目的を持った活動と捉えられ、その連携が不十分である。
- ・トップアスリート等としての経験を有する優れたスポーツ指導者を総合型地域スポーツクラブ等の地域スポーツクラブにおいて活用することは、住民のスポーツ参加気運を高めるのに有意義であるが、専門性を有するスポーツ指導者の活用は十分とはいえない。
- ・学校体育に関する活動においても、学校の小規模化や教員の高齢化等の課題を抱えている。
- ・学校における運動部活動だけでは、様々なスポーツ種目活動の場を提供すること、より高い記録に挑むことを重視する生徒、運動があまり得意ではないがスポーツに親しみたいと考えている生徒など、多様なニーズに答えることができない。

具体的方策

拠点クラブの活用

- ・拠点クラブにおいて、トップアスリートを活用し、地域のジュニアアスリート等を指導するとともに、学校に「小学校体育活動コーディネーター」を派遣することなどを通じて、トップスポーツと地域スポーツとの好循環を進めます。

スポーツ推進委員の活用

- ・トップアスリート等として経験を有する優れたスポーツ指導者等を活用し、総合型地域スポーツクラブの活動や学校の体育に関する活動等を支援するため、地域のスポーツ活動全体をコーディネートするスポーツ推進委員の活用推進に努めます。

地域スポーツと大学等との連携

- ・ 学生によるスポーツボランティアを活用して、地域スポーツや学校スポーツとの連携の推進に努めます。
- ・ 小学校の体育の授業をはじめとする体育に関する活動を充実させるために、地域の指導者等の積極的な活用推進に努めます。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿等の誘致

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピックでは、国や関係団体からオリンピック関連情報を収集するとともに、県内市町村や関係競技団体などと連携しながら、地域スポーツの推進につながるようトップアスリートによる事前合宿等の誘致活動に取り組みます。

スポーツツーリズムの推進

- ・ スポーツを地域の観光資源とした特色ある地域づくりを進めるため、県内市町村や関係競技団体などと連携・協働を推進します。

多様なスポーツ活動の推進

- ・ 地域の実態に応じて、運動部活動と地域のスポーツ活動を連携して、児童生徒のスポーツ活動を豊かにしていくための取り組みについて検討します。

第4章 計画の実現に向けて

1 推進体制

市町村及び市町村教育委員会、関係機関との連携体制強化、取組の推進

「健康で豊かなスポーツライフの実現」には、県だけでなく国や市町村、スポーツ関係団体、学校や企業などの様々な主体が連携・協働し、さらに、県民と一体となった取り組みを進める必要があります。このため、この計画に掲げる事業の推進に当たっては、国、市町村等の理解と協力を求めるとともに、あらゆる機会を通じて県民の主体的な参画が得られるように努めていきます。

さらに、事務事業の見直し、事業改善、組織や機構の簡素合理化など、行財政改革への取り組みを一層進めながら、施策実現に必要な事業の積極的な推進に努めていきます。

また、行政だけでなく、個人や家庭、地域社会、更に大学や企業などの民間の活力が大きな推進力となります。このため、この計画に掲げる事業の推進に当たっては、関係機関が行う支援や助成などを積極的に活用し、民間活力が十分発揮できるよう官民一体となった事業の促進に努めるとともに、様々な形で民間活力の導入を図ります。

2 計画の評価等

計画の進捗状況の検証と計画の見直し

今後5年間、計画で掲げる事業の着実な実施を図るため、常に計画の達成状況や問題点を把握し、適切な進行管理を行います。急速に変化する社会情勢の中で日々刻々と変化するスポーツの課題に迅速かつ的確に対応するため、山梨県スポーツ推進審議会に意見を聴き、適時適切に新しい課題に対する検討を進め、特段の事由がある場合には計画の一部を見直すこととします。

5年後に新たな計画を策定し、社会情勢や県民のスポーツに対する意識及び価値観の変化に対応します。

定期的な実態やニーズの把握

児童生徒のスポーツに関する国の調査やスポーツ関係団体の調査結果はもとより、県政モニター等のアンケートなどを計画中間年に実施するなど、県民ニーズの把握に努めます。

策定に御協力いただいた山梨県スポーツ推進審議会委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職	備考
いいだ ただこ 飯田 忠子	山梨県スポーツ推進委員協議会 会長	
おかべ かずこ 岡部 和子	山梨県女子体育連盟 会長	副会長
かとう すみ系 加藤すみ系	大国陸上クラブ 指導者	
かわかみ たかし 川上 隆史	山梨学院大学カレッジスポーツセンター (山梨学院大学 教授)	
さとう のりゆき 佐藤 紀征	山梨県町村教育長会 会長 (市川三郷町教育委員会 教育長)	
すみたく みこ 炭田久美子	一般社団法人 山梨クィーンビーズ バスケットボールクラブ(運営広報)	
たくさがわ みつお 田草川光男	公募委員	
つじ ちえ 辻 知恵	山梨中央銀行女子バレーボール部 総監督	
つちや ただし 土屋 直	公益財団法人 山梨県体育協会 副会長	会長
なかむら かずひこ 中村 和彦	山梨大学 大学院教育学研究科 教授	
なかむら みのる 中村 実	公募委員	
ふじもと ちふみ 藤本 智文	NPO法人ルーデンススポーツクラブ クラブマネージャー	
ふじもり けんじ 藤森 顕治	山梨県都市教育長会 会長 (北杜市教育委員会 教育長)	
まつもと じゅんや 松本 純也	山梨県高等学校体育連盟 会長 (日川高等学校 校長)	
よしの きくお 吉野喜久男	山梨県小中学校体育連盟 会長 (甲府市立東中学校 校長)	

資料編

1 用語の補足説明

「スポーツ」

本プログラムにおいて、「スポーツ」とは、「ウォーキングや軽い運動、いわゆる軽スポーツやニュースポーツからレクリエーション活動、乳幼児の遊びや運動、学校の体育・運動部活動、さらに勝利を目指す競技スポーツまで、すべての身体的運動及び運動競技」のことをいう。

また、「スポーツ活動」とは、スポーツを自ら行うものであるとともに、試合の観戦、大会運営の支援なども含んだ幅広い活動を指す。

健康・体力づくり一校一実践運動

体育の授業だけでなく特別活動等の時間を利用して、学校教育全体を通じて児童生徒が自主的に体力の向上に取り組む姿勢をはぐくむため、県内のすべての公立学校で取り組んでいる。

総合型地域スポーツクラブ

もともと、ヨーロッパを中心に発達した住民が主体的に運営するスポーツクラブであり、次の特徴を持っている。

複数の種目が用意されている。

子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域のだれもが年齢、興味・関心、技能・技術レベルに応じて、いつでも活動できる。

活動拠点となるスポーツ施設及びクラブハウスがあり、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる。

質の高い指導者の下、個々のスポーツニーズに応じたスポーツ指導が行われる。

地域住民が主体的に運営する。

広域スポーツセンター

広域市町村圏規模の地域にある個々の総合型地域スポーツクラブの活動とその地域のスポーツ活動全体を支援することを目的とし、次のような機能を持つ。

総合型地域スポーツクラブの創設、育成に関する支援

総合型地域スポーツクラブのクラブマネージャー・指導者の育成に関する支援

広域市町村圏におけるスポーツ情報の整備

広域市町村圏におけるスポーツ交流大会の開催

広域市町村圏におけるトップレベルの競技者育成に関する支援

地域のスポーツ活動に対するスポーツ医・科学面からの支援

クラブマネージャー

総合型地域スポーツクラブ等において財務状況や会員数、活動プログラム、運営委員会と指導者、各種目別活動状況等、クラブ全体について把握し、経営管理（マネジメント）を行う立場にある者のこと。公益財団法人日本体育協会が養成する資格がある。

スポーツ推進委員

市町村におけるスポーツ推進のため、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他のスポーツに関する指導及び助言を行う者のこと。旧スポーツ振興法に定める「体育指導委員」について、近年、スポーツ推進の実施に係る連絡調整その役割が重要性を増していることから、スポーツ基本法において「スポーツ推進委員」と改称され、連絡調整としての新たな役割が追加された。

スポーツドクター

スポーツ医学に関する十分な知識を有し、スポーツを行う人々の健康の保持増進や競技力向上のための支援、スポーツ傷害の予防・治療、スポーツ医学の研究・教育・普及活動等を行う医師のこと。スポーツ団体等による資格認定制度がある。

アンチドーピング

競技能力を増幅させる可能性のある薬物あるいは方法を不正に使用すること（ドーピング）に反対し、なくすこと。

デュアルキャリア

トップアスリートとしてもアスリートライフ（パフォーマンスやトレーニング）に必要な環境を確保しながら、現役引退後のキャリアに必要な教育や職業訓練を受け、将来に備えるという考え方。

スポーツツーリズム

スポーツを「する」「みる」「ささえる」ための旅行やこれらと周辺地観光を組み合わせた旅行のほか、旅行者が全国どこでもスポーツに親しめるような環境の整備や提供も含まれる。

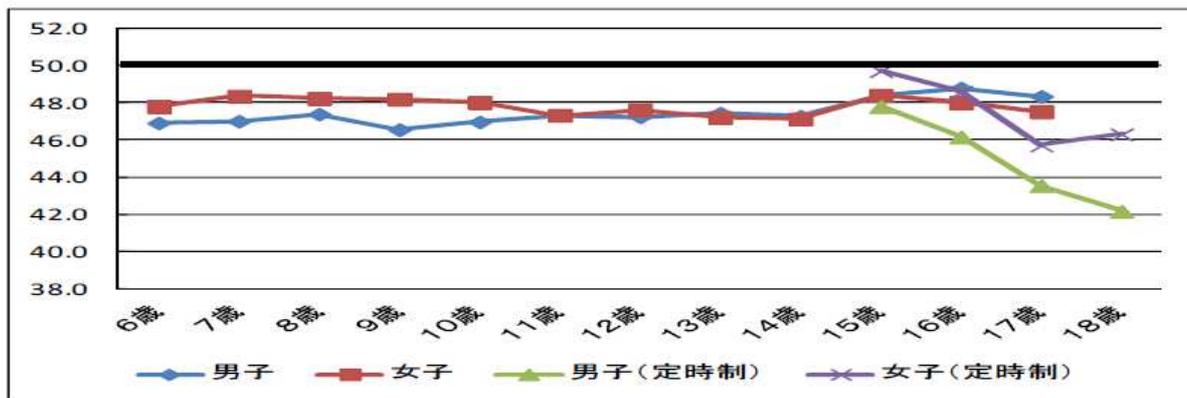
2 参考データ

山梨県新体力テスト・健康実態調査（平成24年4～7月スポーツ健康課調査）

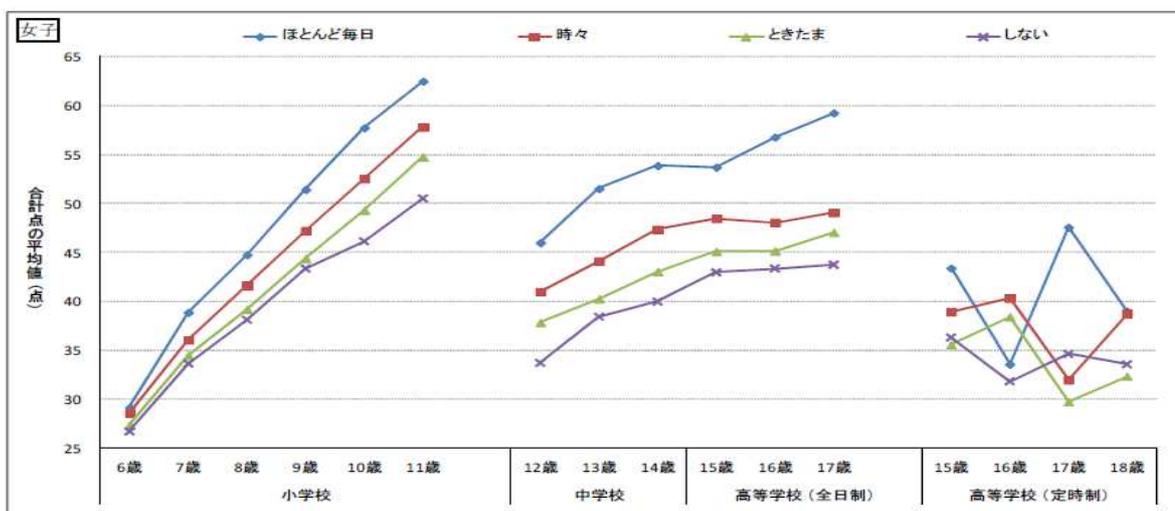
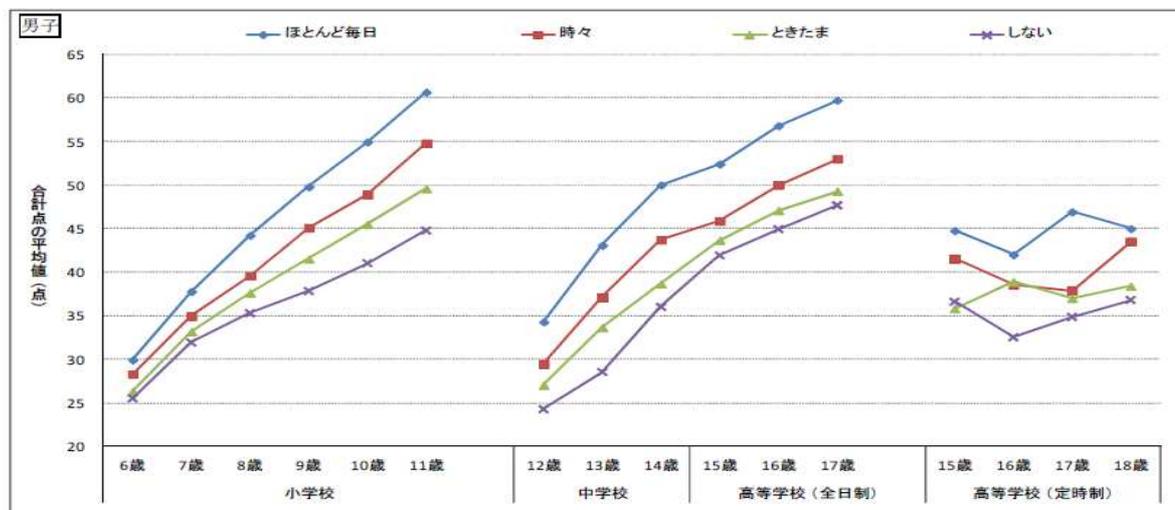
山梨県のスポーツに関する意識・活動調査（平成25年4月スポーツ健康課調査）

全国調査：体力・スポーツに関する世論調査（平成25年1月文部科学省調査）

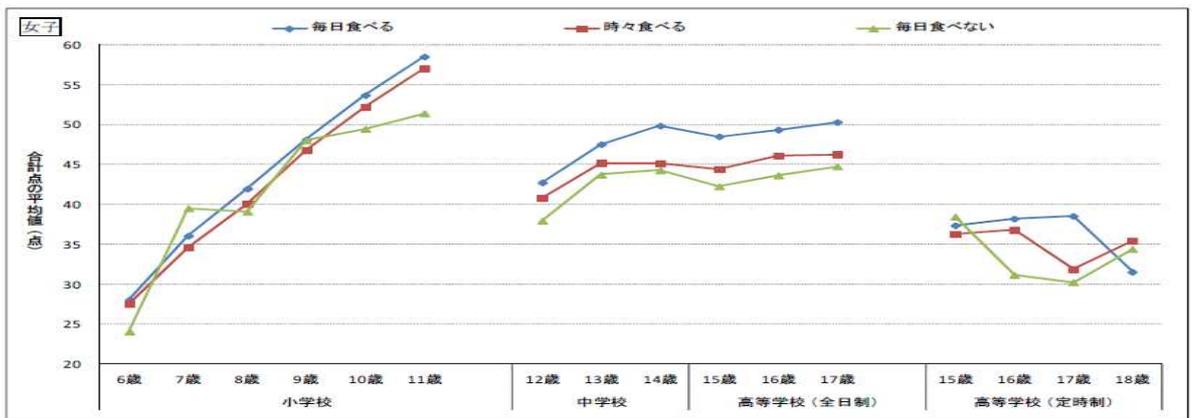
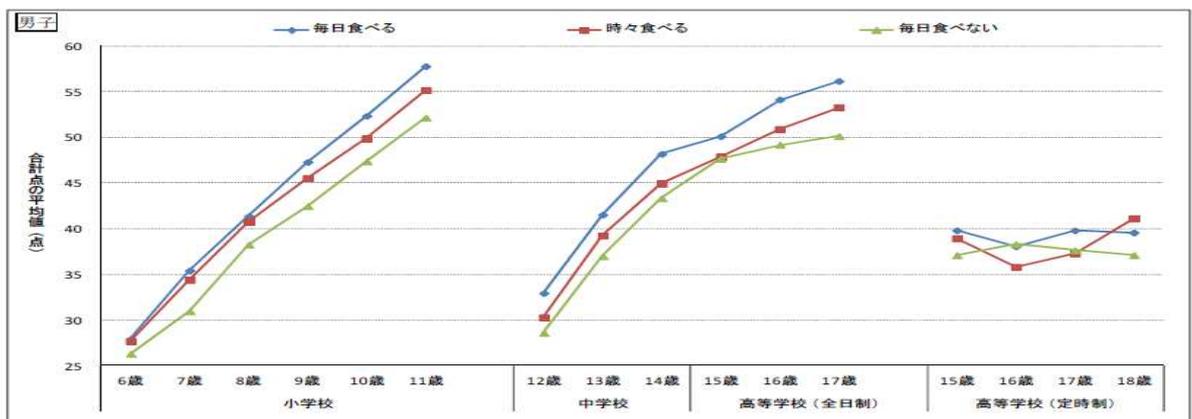
児童生徒の体力・運動能力の推移



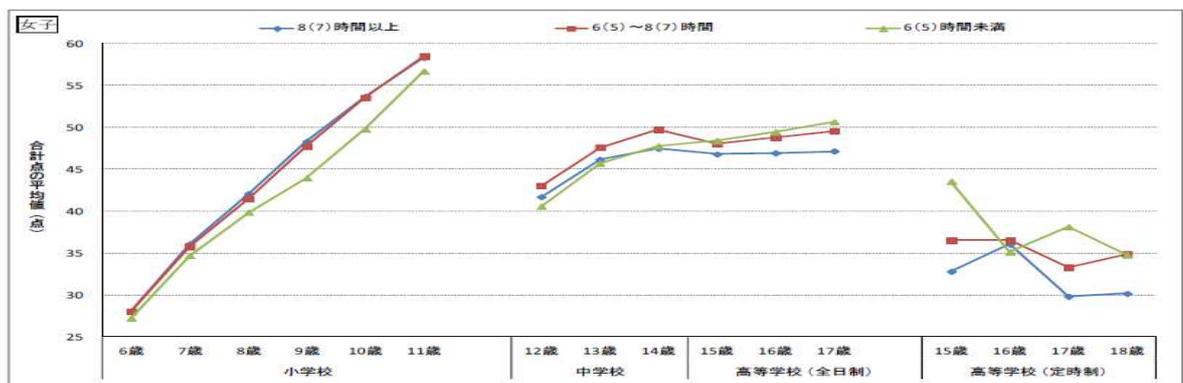
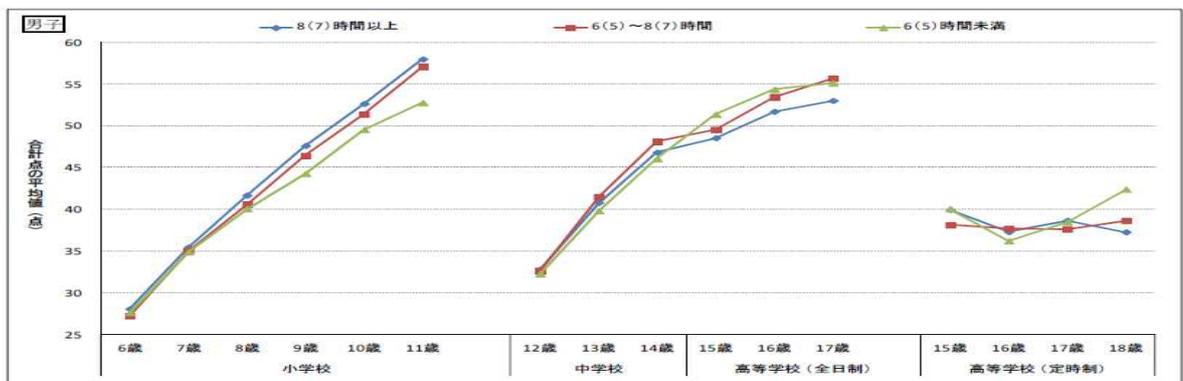
運動頻度別（男女別）にみた新体力テスト合計点の平均値



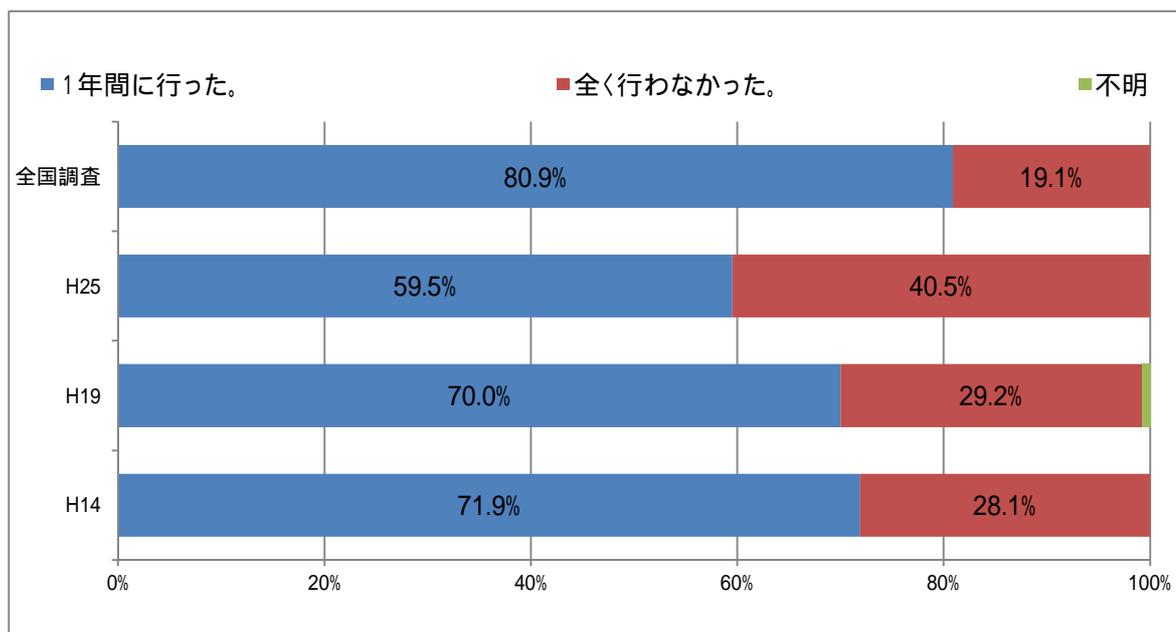
朝食摂取状況別（男女別）にみた新体カテスト合計点の平均値



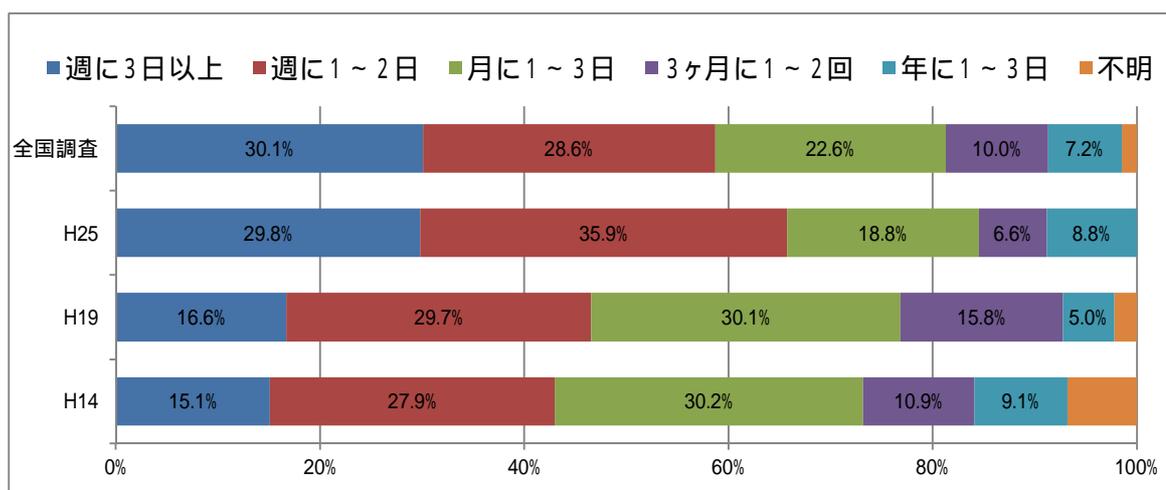
睡眠時間別（男女別）にみた新体カテスト合計点の平均値



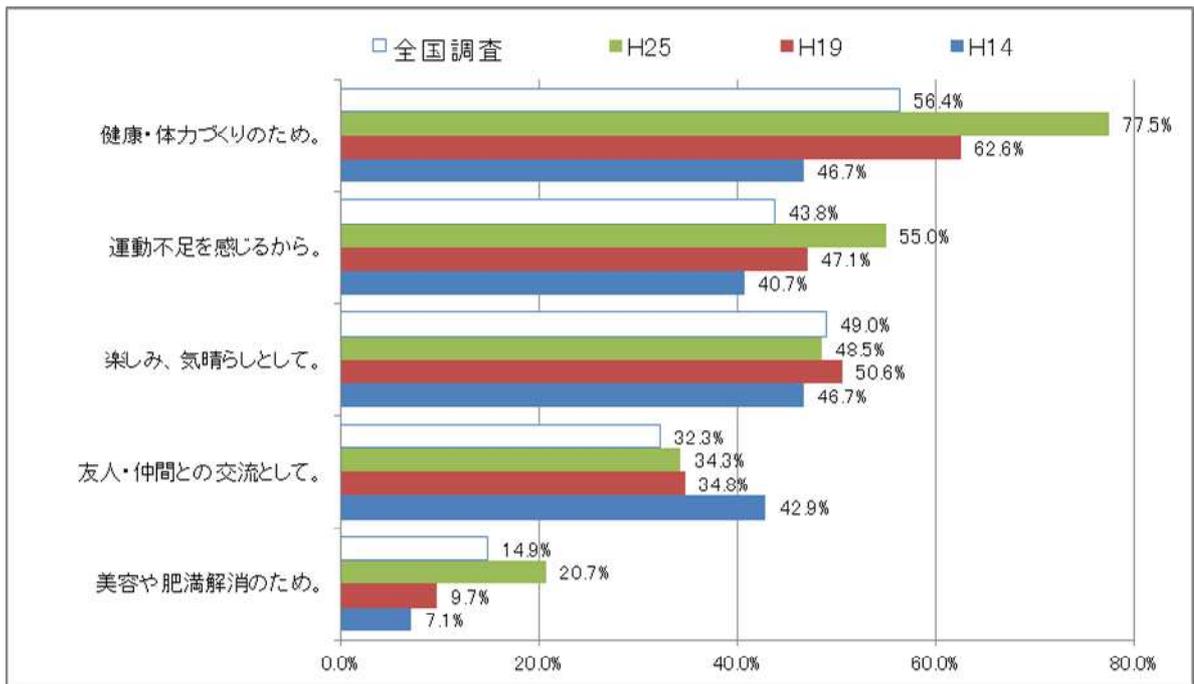
成人の1年間の運動・スポーツを行う者の割合の推移



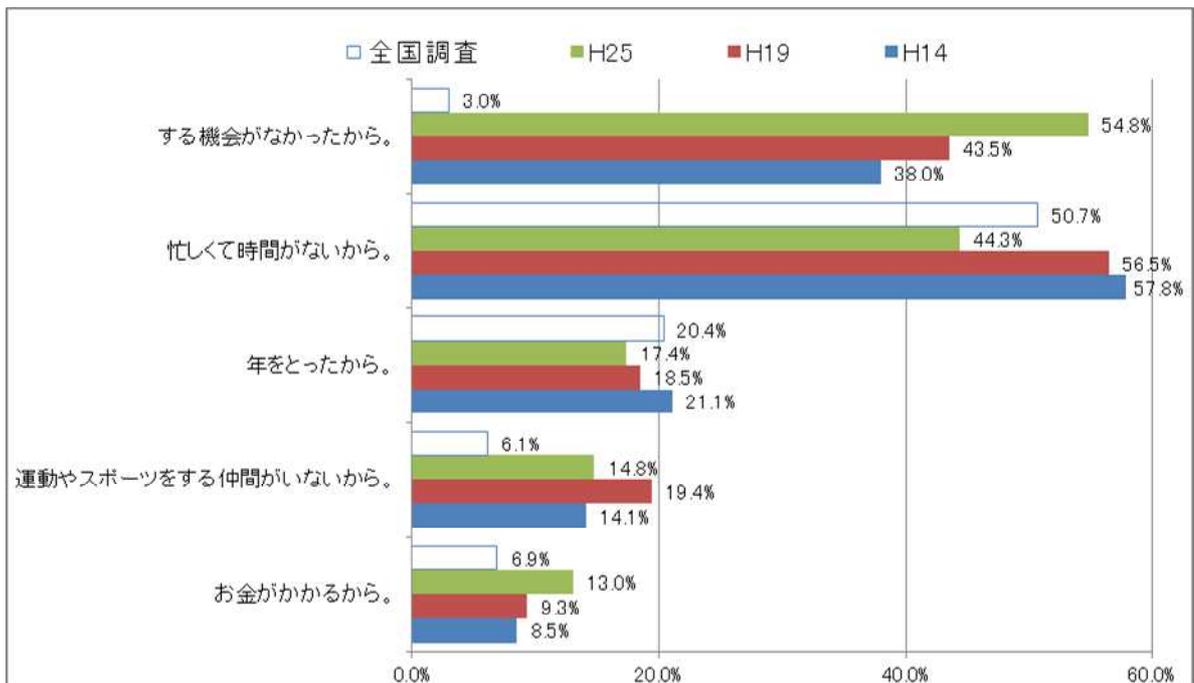
成人の1年間に行った運動・スポーツの日数の推移



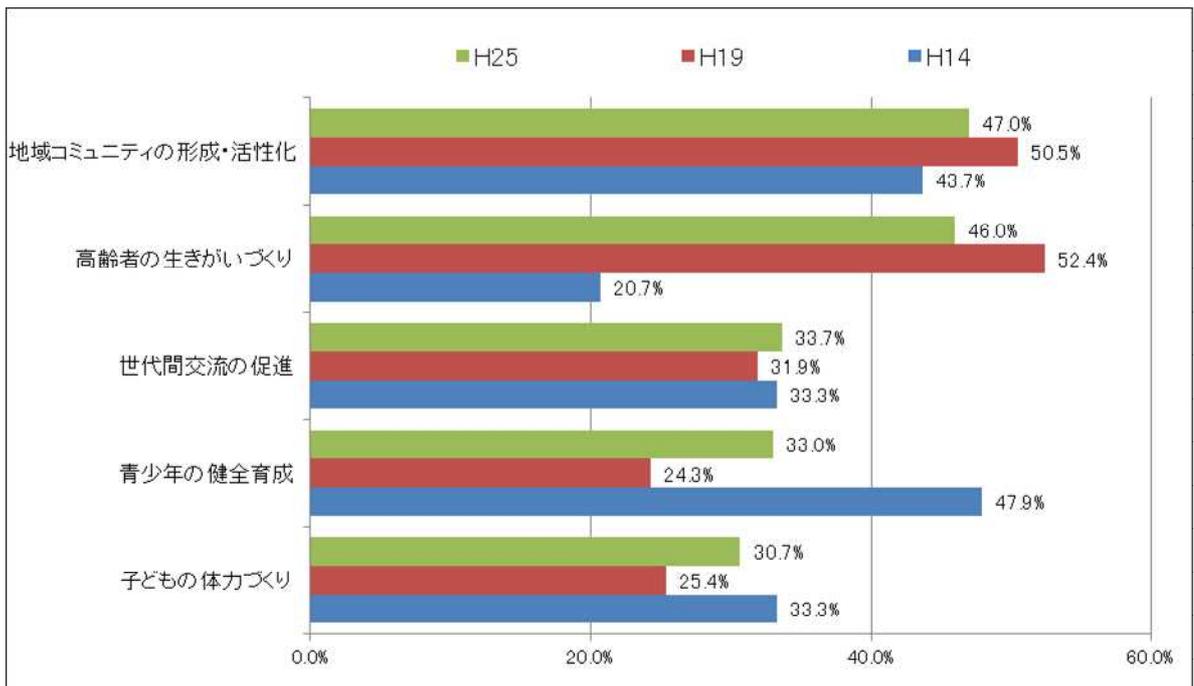
運動・スポーツを行った主な理由の推移



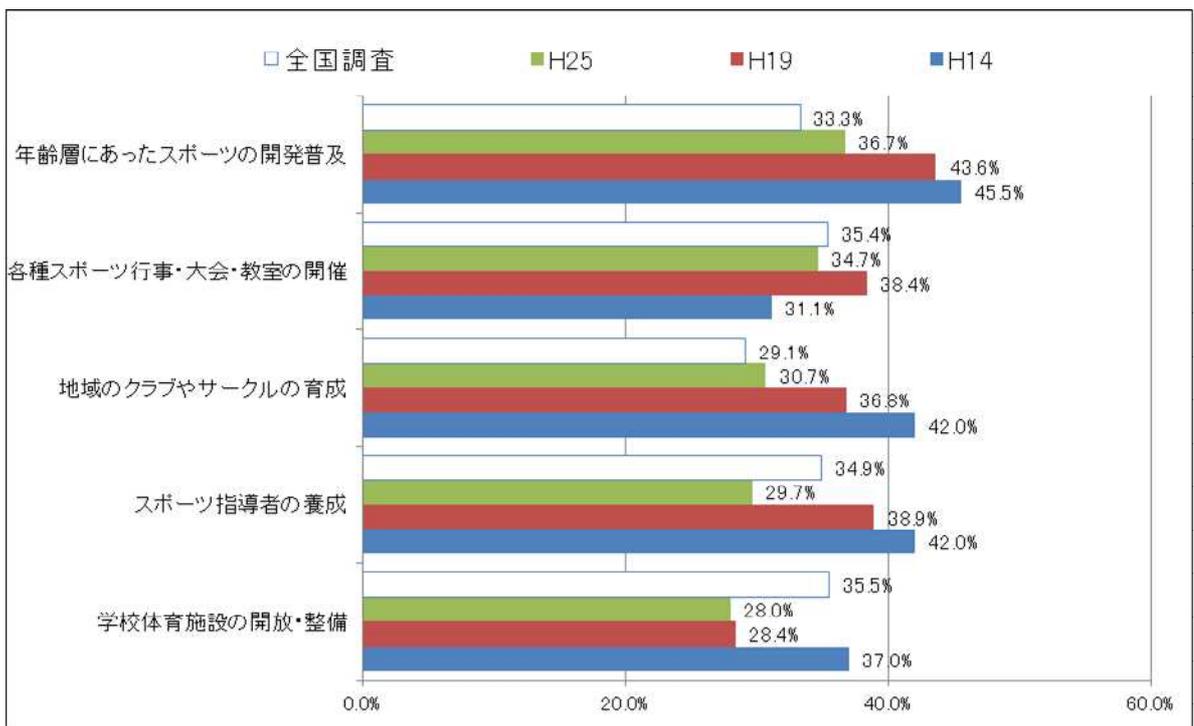
運動をしなかった主な理由の推移



地域のスポーツ振興に期待する主な理由の推移



県や市町村への主な要望内容の推移



やまなしスポーツ推進プログラム

山梨県教育庁スポーツ健康課

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内 1-6-1

TEL055-223-1780 FAX055-223-1786

e-mail sports@pref.yamanashi.lg.jp